「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)の策定について

木材産業関係団体各位

日頃から、林業・木材産業行政にご協力頂き、誠にありがとうございます。

近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっています。 国連人権理事会では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、各国に国別行動計画の策定が促されており、我が国では 10 月 16 日に「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

本行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、

- (1)分野別の行動計画(例として、ハラスメント対策、労働者の権利、エシカル消費、 障害者雇用など)について政府が取り組む各種施策
- (2)企業に対し、企業活動における人権への特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、人権デュー・ディリジェンスの導入促進への期待が表明されています。

(詳細は別添資料や以下リンクをご覧ください。)

関連リンク

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/OECD/b_and_hr201016.html

各団体におかれましては、会員企業に対し、周知を図っていただきますようお願いいたします。

内容についてお問い合わせ等ございましたら以下までご連絡下さい。

農林水産省国際部 国際機構G 早坂、増川

TEL:03-3502-8111

「ビジネスと人権」に関する行動計画 (概要)

令和2年10月

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の 高まりと行動計画の必要性

- ●「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、 一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着 実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見 交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1)政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (2)企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (3) 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセス(※)を導入することを期待。

(※)企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処,情報共有を行うこと。)

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において 実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、 その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

2. 分野別行動計画 (1) 横断的事項

- ア、労働(ディーセント・ ワークの促進等)
- 人身取引等を含む児童労 ディーセント・ワー 働撤廃に関する国際的な
 - 取組への貢献 ● 児童買春に関する啓発
 - 子どもに対する暴力への 取組

イ、子どもの権利

の保護・促進

- スポーツ原則・ビジネス 原則の周知 ● インターネット利用環境
 - 整備 ● 「子供の性被害防止プラ ン」の着実な実施
- 人権を保護する国家 の義務に関する取組

ア. 公共調達

クの促進

強化

● ハラスメント対策の

護・尊重(含む外国

人労働者、外国人

技能実習生等)

● 労働者の権利の保

- 「ビジネスと人権」関連の調達ルールの徹底
- イ. 開発協力・開発金融
- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係 る取組の効果的な実施
- ウ、国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・ 拡大
- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課 題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び 投資協定の締結に努力
- 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話
- 工、人権教育・啓発
- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく 人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、行動計画等の周知 ● 行動計画の周知等における国際機関との協力

ウ、新しい技術の 発展に伴う人権

- ヘイトスピーチを ●
- 含むインターネッ ト上の名誉毀損等 ●
- への対応 ● AIの利用と人権や ● 消費者教育の プライバシーの保
- 護に関する議論の 推進

- エ、消費者の 権利•役割
 - エシカル消費の 普及• 啓発
 - 消費者志向経営
- の推進
 - 推進

- オ、法の下の平等 (障害者,女性,
- 性的指向•性自認等)

● 性的指向・性自認へ

● 雇用分野における平

● 公衆の使用の目的と

する場所での平等な

等な取扱い

取扱い

の理解・受容の促進

● 共生社会実現に向 ● ユニバーサルデザイ けた外国人材の受 ン等の推進 入れ環境整備の充 ● 障害者雇用の促進 実•推進 ● 女性活躍の推進

力、外国人材の

受入れ・共生

救済へのアクセス に関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化 ● 警察官、検察官等に対する人権
- 研修 ● 日本NCP(国別連絡窓口)の活 動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 人権侵害の予防、被害の救済
- 個別法令等に基づく対応の継 続・強化(労働者、障害者、外
 - 国人技能実習生を含む外国人労 働者、通報者保護)
- 裁判外紛争解決手続の利用促進 ● 開発協力・開発金融における相 談窓口の継続
 - (5)その他の取組
- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

の責任を促すための取組

(3) 人権を尊重する企業

- ア、国内外のサプライチェーンにおける 取組及び「指導原則」に基づく人権 デュー・ディリジェンスの促進
- 業界団体等を通じた日本企業に対する行 動計画の周知、人権デュー・ディリジェ ンスに関する啓発
- 「OECD多国籍企業行動指針」、「IL 〇宣言 | 及び「 | L 〇多国籍企業宣言 | の周知
- 在外公館や政府関係機関の現地事務所等 における海外進出日本企業に対する、行 動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示 の促進
- 海外における国際機関の活動への支援
- イ、中小企業における「ビジネスと人権」 への取組に対する支援
- 「ビジネスと人権」のポータルサイトに よる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施 ● 取引条件・取引慣行改善に係る施策